

医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号から第 3 号までの規定を 適用する診療所について

1 制度の趣旨

診療所の一般病床の設置または増床を行う場合、厚生労働省令で定める場合を除いて、都道府県知事の許可を要し、あわせて基準病床数による制限を受けている。

一方、医療法施行規則で定める一定の要件を満たすものとして、保健医療計画に記載された場合は、許可を要せず、届出により病床を設置することができることとされている。

2 本県における取り扱い（平成 25 年 11 月 28 日改定）

今後、高齢化の進行等に伴い、医療・介護の需要が増加し、多様化することが見込まれる中で、地域医療に重要な役割を果たしている有床診療所の設置を促進し、地域医療の充実を図るため、医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号から第 3 号までの規定に基づき、許可を受けないで一般病床の設置等が可能な診療所について、以下のとおり取り扱う。

(1) 許可を受けないで一般病床の設置又は増床ができる診療所の類型

- ア 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所
- イ へき地に設置される診療所
- ウ 小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要であると認められる診療所

(2) 病床の設置等に係る手続き

上記(1)に該当し、病床の設置等を希望する診療所については、地元医師会、市町及び圏域健康福祉推進協議会等において、地域において特に必要とされる有床診療所として意見を得た上で、医療審議会において、審議を行う。

審議の結果、病床設置等が適当と判断された診療所については、兵庫県保健医療計画にその名称及び所在地を記載する。

3 審議の対象となる診療所

上記の規定に基づき、届出のあった診療所は以下のとおり。

圏域名	診療所名	所在地	新設／増床の別	医療法施行規則における種別
東播磨	新見眼科	明石市二見町東二見 9 0 1 番 1	新設	その他 (第 3 号)